

3. 「給与所得者の保険料控除申告書」「給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 給与所得者の特別親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書」について

Q3-1. 従業員から回収した「給与所得者の保険料控除申告書」「給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 給与所得者の特別親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書」の入力方法を教えてください。

<給与所得者の保険料控除申告書>

<給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 給与所得者の特別親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書>

A3-1. 申告書の各数字を「業務共通」画面にそのまま入力してください。

『給与計算』⇒『給与メニュー』－「3. 個人別入力・金額」業務共通

PROSRV お客様番号: A084 使用者: 給与0
前日ログイン日時: 2018/09/14 10:49:40

メニュー(給与)・支給日選択処理: 業務共通登録

給与基本 振込口座 制御 フリーコード 年末調整 発令優先 コメント 固定 変動 動怠 変動指定 **業務共通**

社員検索

給与会社: 001 三菱総研DCS株式会社 処理種別: 給与 支給年月日: 2018/09/14

社員番号: A0000001 所属: カナ氏名: 阿村 トオ 入社年月日: 1992/04/09

漢字氏名: 青木 俊夫 在職区分: 在職 退職年月日:

上記ヘッダ情報の更新タイミングについて

定義ID: 001 業務共通 2016/01/20給与処理結果を表示しています。変更する項目のみ入力(半角)して下さい。

項目番号	項目名称	前回支給	今回支給	項目番号	項目名称	前回支給	今回支給
501	健保月額	320		550	個人年金保険料・新	0	
502	厚年月額	320		512	個人年金保険料・旧	0	
503	住民税・初月	0		513	地震保険料	0	
504	住民税・例月	0		514	旧長期損害保険料	0	
508	中途入社課税累計	0		515	配偶者合計所得	0	
509	中途入社社保累計	0		517	申告社会保険料	0	
510	中途入社税金累計	0		518	小規模共済掛金	0	
548	一般の生命保険料・新	0		519	国民年金保険料等	0	
511	一般の生命保険料・旧	0		520	本人合計所得加算	0	
549	介護医療保険料	0					

特別親族特別控除申告書については、「家族情報」画面に登録してください。

『人事管理』⇒『人事メニュー』－「人事マスタ入力「家族情報」

家族情報

適用開始年月日 必須: 2025/10/01 適用終了年月日: 9999/12/31

漢字氏名: 矢野 真美 (全角) カナ氏名: マジ (半角)

英字氏名: (半角) 国籍:

非居住区分:

性別: 2 女性 生年月日: 2005/07/07 (yyyy/mm/dd)

配偶者: 該当 非該当 続柄: 10 子

扶養: 0 対象外 健保扶養:

源泉控除対象配偶者: 該当 非該当 配特控除年調反映: 反映しない 反映する

年度(年間所得見積額): 2025 (57777) 年間所得見積額: 600,000円(半角)

退職金受給年度: (57777) 退職所得を除いた年間所得見積額: 円(半角)

同居: 0 同居 直系尊属: 該当 非該当

Q3-2. 各種保険料(511～514、517～519、548～550)は、控除額を入力するのですか？

A3-2. 控除額ではなく本年中に支払った保険料(本年中に支払う予定の保険料等の金額から、分配を受けた剰余金・割戻金を差し引いた金額)をご入力ください。DCSにて控除額を計算いたします。(「住宅借入金等特別控除の額」(『給与メニュー』－「2. 個人別入力・属性」「年末調整情報」)は、控除額を入力しますのでご注意ください)

Q3-3. 仮処理を行ったところ、エラーメッセージに「E101 関連エラー: 申告社会保険料/国民年金保険料」と表示されました。修正はどのように行えばいいですか？

A3-3. 「申告社会保険料」(517)には、「国民年金保険料等」(519)を含めてご入力ください。「申告社会保険料」(517)が「国民年金保険料等」(519)のみだった場合、(517)と(519)は同額となります。(「国民年金保険料等」(519)＝国民年金保険＋国民年金基金)

Q3-4. 「源泉徴収票」の「国民年金保険料等の額」は、どのような場合に表示されますか？

A3-4. 「国民年金保険料等」(519)に入力があった場合、その金額をそのまま表示します。
(非年調者は表示しません)

Q3-5. 合計所得金額が1,000万円を超えるかわからないので「配偶者控除」「配偶者特別控除」を受けられるかわかりません。「配偶者合計所得」(515)に入力してもよいですか？

A3-5. はい、「給与所得者の配偶者控除等申告書」の「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額((1)と(2)の合計額)」欄の配偶者控除、もしくは配偶者特別控除を受ける1円～1,330,000円以下の金額のみを入力します。ご入力いただいても、合計所得金額が1,000万円を超えた場合は、DCSにて自動的に判断し「配偶者控除」「配偶者特別控除」が受けられません。

Q3-6. 「配偶者合計所得」(515)と従業員本人の合計所得金額により、「配偶者控除」「配偶者特別控除」を自動的に受けることができますか？

A3-6. 家族情報に登録した配偶者の登録内容(扶養、源泉控除対象配偶者、生年月日)をもとに自動判断いたします。
ただし、配偶者の登録内容と従業員本人の合計所得金額と「配偶者合計所得」(515)が不一致の場合は、結果メッセージを出力しますので、確認してください。

Q3-7. 「本人合計所得加算額」(520)の入力により合計所得金額が1,000万円を超えたかどうかは、どのように確認しますか？

A3-7. 年末調整結果を外部出力し、「本人合計所得加算額」(520)と給与所得控除後の額を加算する必要があります。また、「本人合計所得加算額」(520)を入力した場合、「年末調整明細表」の「配偶者(特別)控除額」欄に「#」が表示されます。

Q3-8. 配偶者の扶養対象者(配偶者控除を受ける人)は、「配偶者合計所得」(515)がいくらの人ですか？

A3-8. 配偶者の合計所得金額が58万(給与収入のみであれば123万)以下の方です。
従業員本人の合計所得金額が900万(※)以下の場合、満額控除が受けられます。
また、配偶者の合計所得金額が58万(給与収入のみであれば123万)以下の方で、従業員本人の合計所得金額が900万超～1000万(※)以下の場合、段階的に配偶者控除が減額され、1000万超(※)の場合は障害者控除のみ受けられます。

※「本人合計所得加算額」(520)も含みます。

本人の収入が給与収入のみの場合は以下のとおり。

- ・ 所得金額調整控除を受ける場合
所得 900万 → 収入 1,110万
所得 1,000万 → 収入 1,210万
- ・ 所得金額調整控除を受けない場合
所得 900万 → 収入 1,095万

所得 1,000万 → 収入 1,195万

Q3-9. 一般生命保険料を新契約と旧契約両方締結している社員がいます。旧契約だけで限度額に達することが予めわかっているのですが、新契約分の保険料支払額を入力する必要はありますか？

A3-9. 契約がある生命保険料の支払額は、「源泉徴収票」に印字する必要があるため、予め旧契約の限度額に達していても、新契約分の金額入力もお願いします。

Q3-10. 一般生命保険料を新契約と旧契約両方締結している社員がいます。支払額より控除額を算出してみると新契約では 40,000 円、旧契約では 45,000 円となりました。新・旧契約双方の適用を受ける場合、控除額は 40,000 円になると思っていたのですが 45,000 円でした。なぜですか？

A3-10. 新・旧両方の保険料をご登録いただいた場合、以下の通り控除額を算出するため 45,000 円となります。

①新契約の支払額に対する控除額 (A)を算出 (上限=40,000 円)

②旧契約の支払額に対する控除額 (B)を算出 (上限=50,000 円)

③新・旧の控除額合算値を算出 (A)+(B) = (C) (上限=40,000 円)

(A) =40,000 円 (B) =45,000 円 (C) =40,000 円 (85,000 円だが上限適用)

(B)と(C)を比べ、より高い(B)45,000 円の控除額が適用されます。

Q3-11. 月例給与にて確定拠出年金のマッチング拠出を控除していますが、年末調整時の取り扱いはどうなりますか？

A3-11. お客様ごとに異なります。仕様書等をご確認ください。

Q3-12. 『給与メニュー』-「3. 個人別入力・金額」「業務共通」の画面を確認すると、入力していないのに前回支給欄の一般の生命保険料や個人年金などに金額が残っています。去年の金額ですか？

A3-12. いいえ、違います。団体保険料など保険会社から提供される保険料データを『保険料控除申告書』に印字した場合、データが自動的に引き継がれています。

Q3-13. 「所得金額調整控除申告書」に記入があった場合はどうしたらよいですか？

A3-13. 「扶養控除等申告書」に該当者の記載があるか、それを基に『人事メニュー』の「人事基本情報」または「家族情報」に登録があるかを確認してください。登録がなければ登録してください。

どちらの場合も、従業員の給与の収入金額が 850 万超の場合、所得金額調整控除を受けることができます。

<所得金額調整控除申告書の一部>

要件	<input type="checkbox"/> あなた自身が特別障害者 (右の★欄のみを記載)	←人事基本情報 家族情報
	<input type="checkbox"/> 同一生計配偶者(注)が特別障害者 (右の☆欄及び★欄を記載)	
	<input type="checkbox"/> 扶養親族が特別障害者 (右の☆欄及び★欄を記載)	
	<input type="checkbox"/> 扶養親族が年齢23歳未満 (右の☆欄のみを記載)	

Q3-14. 基礎控除額を受けるにあたり、何か PROSRV に登録する必要はありますか？

A3-14. ありません。従業員に「基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書」を提出してもらってください。PROSRV では、申告書の提出の有無にかかわらず本人合計所得金額をもとに基礎控除額を計算します。

Q3-15. 23 歳未満の子供を扶養（家族情報に子供を「1：控除対象扶養親族（控配・年少含む）」で登録）し、年末調整時の給与の収入金額が 850 万を超えた場合、自動的に所得金額調整控除を受けることができますか？

A3-15. はい、できます。なお、所得金額調整控除を受けた場合は、「源泉徴収票」の「所得金額調整控除額」にて控除額を確認できます。

Q3-16. 夫婦ともに当社の従業員で 23 歳未満の子供がおり、子供は夫の扶養なため、夫の家族情報に子供を「1：控除対象扶養親族（控配・年少含む）」で登録している場合、妻の家族情報に子供を「2：他の所得者が控除を受ける扶養親族等」として登録をすれば、所得金額調整控除を受けることができますか？

A3-16. はい、妻の給与の収入金額が850万円を超える場合は、受けることができます。（「2：他の所得者が控除を受ける扶養親族等」として子供を登録しても、給与の収入金額が850万円以下の場合は、所得金額調整控除を受けることはできません。）

Q3-17. 所得金額調整控除を受けたかどうかの確認はどうしたらできますか？また、所得金額調整控除を受けた場合結果メッセージは出力されますか？

A3-17. 「源泉徴収票」の「所得金額調整控除額」にて控除額をご確認ください。もしくは、年末調整処理結果を外部出力することでも確認可能です。結果メッセージの出力はありません。

Q3-18. 複数会社から給与の支払いを受けている従業員がいます。合算すると、給与等の収入金額が 850 万円を超える者がいます。当社での年末調整を行います。所得金額調整を受けるためにはどうしたらよいですか？

A3-18. 確定申告をお願いいたします。

Q3-19. 特定親族特別控除を受けるにはどうしたらいいのでしょうか？

A3-19. 以下の条件を満たす必要があります。

- ・①「年間所得見積額」が 58 万円超 123 万円以下
（給与収入 123 万円超 188 万円以下）
- ・②「年度（年間所得見積額）」が、その年の年末調整処理の対象年と一致
（例：令和 7(2025)年分の処理であれば「2025」と入力）
- ・③「配偶者」が「0 非該当」
- ・④「扶養」が「0 対象外」
- ・⑤「生年月日」より自動算出、年末時点で年齢が 19 歳以上 23 歳未満